

## 住民監査請求の勧告に基づき市長が講じた措置について

住民監査請求に係る勧告に基づく措置について、平成31年3月11日に市長から監査委員に通知がありました。ついては、講じられた措置の内容を地方自治法第242条に基づき公表します。

### 記者室の提供に関するもの

#### [経過]

平成30年8月1日 監査請求書受付  
平成30年9月21日 監査結果通知（勧告）  
平成30年9月26日 監査結果公表  
平成31年3月18日 勧告に基づき市長が講じた措置の公表

#### [勧告の内容]

市長は、記者室を行政財産の目的内使用として提供するのであれば、平成31年3月31日までに、記者室の使用・管理基準を策定すること。

#### [勧告に基づき市長が講じた措置]

本件請求において勧告を受けた、使用形態に関する基準として、「横浜市における記者室の使用及び管理の基準に関する要綱（制定 平成31年2月26日 総管第1553号（副市長決裁（政策局・総務局））」を制定しました。

本要綱において、記者室の使用範囲は報道機関が記事作成活動等を行い、又は本市、公共機関、諸団体、市民等が報道機関に対する情報提供を行う場として使用するものとし、使用できる報道機関は、物理的制約のある記者室を効率的に使用するとともに、記者室の目的を効果的に達成するため、記者室を使用できる報道機関を放送法施行規則（昭和25年電波監理委員会規則第10号）に規定する地上基幹放送事業者及び一般社団法人日本新聞協会の加盟者と規定しました。

また、記者室内の備品や費用負担についての負担区分も明確にし、庁舎の一部を記者室として提供することについての使用・管理基準を明確にしました。

なお、この規定は平成31年4月1日から適用します。

## 【参考】

## 1 平成30年9月26日監査結果公表記者発表資料抜粋

## 記者室の提供に関するもの

## 経 過

平成30年8月1日 監査請求書受付  
 平成30年8月27日 監査委員会議にて審議（要件審査）  
 平成30年8月31日 請求人及び監査対象局職員の陳述  
 平成30年9月12日 監査対象部局から資料の提出  
 平成30年9月18日 監査委員会議にて審議（結果決定）  
 平成30年9月26日 監査結果公表

## 監査請求の要旨

横浜市は、市庁舎として借り上げた民間ビルの一部を「横浜市政港記者会」（以下「港記者会」といいます。）に無償で提供しているが、実質的には「神奈川新報」1社に、長期間、独占的に使用させている。

このことは、特定のものへの便宜供与であり、不当な会計上の処理に当たり、市の財産の管理を怠る行為である。

よって民間ビルの一部を「港記者会」に無償で提供することを目的とした公金の支出、財産管理を直ちに取りやめる是正措置を講じられたい。

## 監査の結果

**次のとおりに勧告します。**

**市長は、記者室を行政財産の目的内使用として提供するのであれば、平成31年3月31日までに、記者室の使用・管理基準を策定すること。**

<監査委員の判断要旨>

1 総務局は、平成13年度までの行政財産の目的外使用許可の時代も、「市政関連事項の報道業務を迅速かつ円滑に行うため等の理由で」その使用料全額を免除していました。

平成14年度からは、庁舎内の一部を記者室として提供しても「使用収益とはみなさない」という大蔵省通知(昭和33年蔵管第1号)や「行政財産の目的内使用に当た」としている京都地裁判決(平成4年2月10日)を根拠に目的内使用としました。

つまり、記者室提供の根拠を目的外使用としても目的内使用としても財務会計上の損害は生じておらず、また、庁舎という行政財産の管理は市長の裁量であり、いずれの場合でも明らかな裁量権の逸脱、濫用は見られません。よって記者室に係る費用の支出が、直ちに違法な公金の支出には当たらないと判断しました。

2 しかし、調査の結果から、記者室を庁舎の目的内使用という根拠で提供するのであれば、記者室を使用する報道機関や認められる使用態様等に関する基準がないまま、各記者室をそれぞれの記者会に長期的に使用させることは、行政財産の適切な管理とはいえないと判断しました。

3 監査委員としても、記者室を市庁舎内に設けてきたことの公益性や報道機関の活動の意義は十分理解します。しかし目的内使用として庁舎の一部を記者室として提供する以上、その提供について市民に対し根拠を示し説明できることが重要です。だからこそ、記者室の使用についての基準が必要になるものと考えます。

市は自ら認めている「目的外使用許可を行っていたときと同様の取扱いを事実上継続し…そのため、記者室の位置づけが曖昧となり、市民に非常に分かりにくい運用」を改め、平成31年3月31日までに、記者室の使用・管理の基準を定めることを勧告します。

## 2 地方自治法抜粋

第242条第9項 第4項の規定による監査委員の勧告があったときは、当該勧告を受けた議会、長その他の執行機関又は職員は、当該勧告に示された期間内に必要な措置を講ずるとともに、その旨を監査委員に通知しなければならない。この場合においては、監査委員は、当該通知に係る事項を請求人に通知し、かつ、これを公表しなければならない。